

会費等取扱い規定

協会規約第28条に規定する会費の取扱いを会費区分に沿って次のとおり規定する。なお、B会員（勤務医）およびC会員（特別会員）、D会員（賛助会員）の詳細については、別に定める。
この規定によりがたい場合は、その都度理事会にて協議することとする。

| 会費区分の名称 | 主な対象者 |
|---------|---|
| A会員 | ・医療機関の開設者または管理者 ・事実上の院長および協会の全てのサービスを希望する勤務医 |
| B会員 | ・勤務医（非管理者）およびA・C・D会員以外の者 ※施設勤務、未就業の会員を含む |
| C会員 | ・特別会員（同一医療機関で満70歳以上の会員）※1医療機関に1名のみ |
| D会員 | ・賛助会員 |

（会費納入の責務）

第1条 規約第3章に規定する会員とは、当月1日現在在籍している者をいう。従って、当月1日現在在籍している会員については、当月分の会費を徴収するものとする。

（入会金・会費月額）

第2条 入会金はA会員10,000円、B会員2,000円とする。

A・B・C会員の会費は月額とし、それぞれA会員・5,000円、B会員・2,000円、C会員・1,000円とする。

なお、D会員の会費については、年払いを原則として、年額48,000円とする。但し、入会金を課さない。

（会費の収納）

第3条 会費は1・4・7・10月の各月25日（休日の場合は翌営業日）に引き去り月を含めた前後3ヵ月分を福岡、西日本シティ、筑邦、北九州、佐賀の各指定銀行より口座振替を行うものとする。やむを得ない事由の場合は振込みとする。

（会費区分の変更）

第4条 会費区分の変更は、本人からの申請（届出）を原則とし、理事会の議を経て行うものとする。変更後の会費の適用は、下記の通りとする。

*12月から2月に申請があった場合：4月の振替で3月分から適用する。

*3月から5月に申請があった場合：7月の振替で6月分から適用する。

*6月から8月に申請があった場合：10月の振替で9月分から適用する。

*9月から11月に申請があった場合：翌年1月の振替で12月分から適用する。

（会費長期未納者の取扱い）

第5条 会費の納入を6ヵ月怠った場合、本会理事会に諮った上で当該会員に戒告、権利停止、または退会の処分を行うことができる。

第6条 退会と決定された退会日は、退会決定月の末日とする。従って、未納分会費については納入していただくものとする。

（県外異動の取扱い）

第7条 本会会員が県外に住所を異動し、かつ県外で保険医療に従事することになった場合は、再び将来にわたり本県に戻り、かつ本県で保険医療に従事することになる場合、またはその予定がある場合、また本人が本会への在籍を希望し、それを理事会が承認した場合は、引き続き本会会員として扱うことができるものとする。

2014年12月22日 第1回理事会 議定
2019年7月24日 第8回理事会 改定 同年12月1日より適用

会費区分B会員(勤務医)に関する規定

「会費区分 B 会員」適用者の取り扱いは次のとおりとする。

1. B会員とは、医療機関の開設・管理者ではなく、かつ事実上の院長ではない会員のことをいい、本人からの申請を原則とする。
2. B会員は、A会員に準じて総会その他諸会議等に参加することができる。その際、議決権・選挙権・被選挙権も有する。ただし、協会からの定期的な配付物は、福岡県保険医新聞・全国保険医新聞、月刊保団連のみとする。なお、その他の出版物の購入については、定価での提供とする。
3. 協会が主催する講習会の参加、また各種相談・問い合わせへの対応については、B会員本人のみとする。B会員が勤務する医療機関スタッフの講習会への参加、各種相談・問い合わせには対応しない。
4. B会員が医療機関の開設・管理者になった場合、または事実上の院長になった場合は、ただちにA会員を適用する。
5. B会員は申請(届出)の上、理事会の議を経てA会員になることができる。

2019年7月24日 第8回理事会 議定 同年12月1日より適用